

重要事項説明書

1 事業の目的

ベストリハ株式会社が開設する「ベストリハ訪問介護ステーション川越南」が行う、訪問介護事業の適切な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、訪問介護事業を提供することを目的とします。

2 運営の方針

訪問介護ステーションの訪問介護従業者は、要介護認定者の有効期間認定を受けている者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定し支援します。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の指定居宅介護支援事業所等と綿密な連絡を図り、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとします。

訪問介護ステーションは必要な時に必要な訪問介護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

3 訪問介護サービスを提供する法人の概要

事業 者 名	ベストリハ株式会社
法 人 格	営利法人
代 表 者 氏 名	代表取締役 渡邊 仁
本 社 所 在 地	東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
連 絡 先	電話:03-6284-4350 FAX:03-6284-4351
企 業 理 念	『不自由な世界を変える』
他 サ ー ビ ス 種 類	通所介護・訪問看護・児童発達支援等

4 利用者へのサービスを提供する事業所の概要

事業 所 名	ベストリハ訪問介護ステーション川越南
事業 所 番 号	1170405896
事業所所在地	〒350-1142 埼玉県川越市藤間745
連 絡 先	電話:049-249-7880 FAX:049-249-7881
管 理 者	金崎 貴弥
通 常 の 実 施 地 域	川越市、ふじみ野市

5 サービスの内容

1 訪問介護は利用者の居宅において、看護師その他省令で定めるものが療養上の世話または療養の補助などを行うサービスです。

6 サービス内容区分

1 身体介護

- (1) 食事介助(特段専門的配慮をもって行う調理)
- (2) 入浴介助
- (3) 排泄介助
- (4) 更衣介助
- (5) 身体整容
- (6) 体位変換
- (7) 移動・移乗介助
- (8) 服薬介助
- (9) 起床・就寝介助
- (10) 自立生活支援のための見守り的介助

2 生活援助

- (1) 買物
- (2) 調理
- (3) 掃除
- (4) 洗濯

3 訪問介護計画の作成

4 その他(介護相談等)

※契約者以外の方のサービス提供は致しかねますので、ご了承ください

7 事業所の営業日および営業時間

営 業 日	月～金曜日	祝祭日	土・日曜日
営 業 時 間	9:00～18:00	9:00～18:00	9:00～18:00
提 供 時 間	24時間	24時間	24時間

8 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数	常 勤	非 常 勤
サービス提供責任者	サービス提供の調整	1 名以上	1 名以上	0 名
管理者	施設の管理	1 名	1 名	0 名
訪問介護員	サービスの提供	2.5 名以上	2.5 名以上	0 名

*日勤…9:00～18:00 半日勤…9:00～13:00・14:00～18:00

9 サービス利用料(円)

別紙料金表を参照ください。

《利用者負担額の計算方法》 ※介護保険の場合

負担額＝単位数×(地域単価)×(自己負担割合)

10 サービス利用のキャンセル

指定訪問介護サービスの利用のキャンセルについては、利用者が前日17時までに事業者へに通知した場合、利用料等を負担する必要がありません。

ご連絡を頂く時間	キャンセル料
当日、訪問までに連絡があった場合	1提供あたりの料金の10%を請求いたします。
当日、訪問までに連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求いたします。

※ただし、利用者様の容態の急変などやむを得ない事情がある場合は不要です。

11 サービス利用料支払方法

自己負担金は、原則的にA自動口座引き落としにてお支払頂きますようお願いいたします。

ただし、やむを得ない事情がある場合につきましては、Bのお支払方法も受付いたします。

(1) 口座引き落とし

ご指定の金融機関の口座から月1回、翌月所定の振替日(土日祝日の場合は翌銀行営業日)に引落しさせていただきます。

口座引き落としの手続き完了までの期間及び介護保険上の事情により請求が遅れた場合や残高不足等の

事情により口座振替が出来なかった場合については、(2)の方法をお願いいたします。

(2) 現金払い(翌月10日前後にご請求をさせていただきます。)

12 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くします。万が一、事故が発生した場合は以下の点に留意して対応させていただきます。

(1) 事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。

(2) 事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。

(3) 事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。

(4) 利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除、または賠償額を減額されることがあります。

なお、事故発生後の再発防止については是正処置計画を立案し対策を講じます。

13 緊急時等の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

14 高齢者虐待

本事業所は、利用者様等の人權の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり、必要な処置に努めます。

(1) 研修を通じて、従業者の人權意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2) 居宅サービス計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

15 虐待防止等のための措置

(1) 虐待防止

本事業所では、従業者への虐待防止等の研修を実施します。虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(年1回以上)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。

虐待防止委員会に係る委員長、責任者および委員の構成については、別紙にて記載します。

(2) 身体拘束等の適正化

本事業所では、身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

また、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

16 感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止

本事業所では、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に努めるとともに、下記有効とされている予防対策を必要に応じて講じ、訪問サービスの提供に努めます。

- (1) 訪問時の手洗い(石鹸持参)、うがい、アルコール消毒(持参)
- (2) サービス中のマスクの着用(必要に応じてフェイスシールド等の着用)
- (3) 訪問中の定期的な換気

17 連帯保証人について

連帯保証人は、乙と連帯して本契約に基づく一切の責めを負います。

乙は、甲から連帯保証人の追加または変更の指示を受けた場合に於いては、遅滞なく必要な手続きを取らなければなりません。

甲、乙および連帯保証人は、本契約から生ずる権利義務について、紛争を生じたときは、甲の住所を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに合意します。

18 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所	所在地	〒350-1142 埼玉県川越市藤間745
ベストリハ訪問介護ステーション川越南	電話番号	049-249-7880
管理者	FAX番号	049-249-7881
金崎 貴弥	受付時間	9:00～18:00(月～金)

当施設以外に、お住まいの市町村の相談・苦情窓口、国民健康保険団体連合会等でも受け付けています。

埼玉県国民健康保険団体連合会 TEL 048-824-2568

埼玉県運営適正化委員会 TEL 048-822-1243

川越市 介護保険課 TEL 049-224-8811

ふじみ野市 介護保険課 TEL 049-261-2611

【2025年6月1日現在】